

静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第12号

静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

静岡県立特別支援学校学則（平成19年静岡県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「保護者 印」の次に「（氏名を自署する場合は、押印は不要です。）」を加える。

様式第2号中「保護者 氏名 印」の次に「（氏名を自署する場合は、押印は不要です。）」を加える。

様式第3号中「保護者 住所 氏名 印」の次に「（氏名を自署する場合は、押印は不要です。）」を加える。

様式第4号から様式第7号までの規定中「保護者 現住所 氏名 印」の次に「（氏名を自署する場合は、押印は不要です。）」を加える。

様式第8号中「保護者 氏名 印」の次に「（氏名を自署する場合は、押印は不要です。）」を加える。

様式第9号及び様式第10号中「保護者 現住所 氏名 印」の次に「（氏名を自署する場合は、押印は不要です。）」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県立特別支援学校学則（以下「旧学則」という。）の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の静岡県立特別支援学校学則の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧学則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。